

- お申し込みの際には、この「パンフレット」のほか、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」を必ずご確認ください。
- 「パンフレット」は大切に保管してください。

ご確認ください

- 本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。したがって、元本保証はなく、預金保険制度の対象ではありません。
- 本商品に関するお客さまのお取引引きが、募集代理店におけるお客さまに関する他の業務やお取引引きに影響を与えることはありません。
- 募集代理店が保険募集を行うにあたって、事前にお客さまにご確認・ご同意いただく事項があります。また、本商品の募集にあたって、募集代理店がお客さまに勤務先などをお伺いし、法令上定める「銀行等保険募集制限先」に該当するか確認させていただきます。
- 募集代理店に融資をお申し込み中のお客さまなどに対しては、本商品の募集を行わない場合があります。

生命保険募集人について

- アフラックの生命保険募集人はお客さまとアフラックとの保険契約の締結の媒介を行う者で、告知受領権や保険契約の締結の代理権はありません。したがって、保険契約はお客さまからのお申し込みに対してアフラックが承諾したときに有効に成立します。

<ご契約後は、ご家族および指定代理請求人を指定されている場合は指定代理請求人に必ずお知らせください。>

お客さまからの照会・相談・苦情などのご連絡先

◇保険に関する照会・相談・苦情などがありましたら、以下の窓口でお受けいたします。

●契約内容の照会・各種お問い合わせ・ご相談ならびに苦情について
アフラックコールセンター 0120-555-027
 月～金および第2・4土曜日(祝日・年末年始を除く)9:00～17:00

◇この商品に係る指定紛争解決機関は「一般社団法人 生命保険協会」です。

◇(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」でも、電話・文書(電子メール・FAXは不可)あるいは直接お越しいただくことで、生命保険に関するさまざまな照会・相談・苦情をお受けしています。また、生命保険相談所では全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお客さまの相談をお受けしています。

ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>

◇生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1カ月を経過しても、契約者などと生命保険会社との間で解決がつかない場合は、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に「裁定審査会」を設け、契約者などの正当な利益の保護を図っています。

お問い合わせ、お申し込みは
 (募集代理店)

- ◎この「パンフレット」にある保障内容などは、契約日が2022年11月2日以降の保険契約に適用となります(ただし、アフラックは、将来、新たな保険契約に対して保険料や保障内容を変更する場合があります)。
- ◎契約内容を変更された場合、変更後の保険料は変更日現在の保険料率によって計算する場合があります。

〈引受保険会社〉**保険契約の主体はお客さまと引受保険会社になります。**

Aflac アフラック
 〒163-0456 東京都新宿区西新宿2-1-1 新宿三井ビル
<https://www.aflac.co.jp/>



No.B22A103 22.11(新) AF提金ツ-2022-0031 9月2日

「生きる」を創る。
Aflac

パンフレット

2022年11月版

アフラックの 夢みるこどもの 学資保険



No.1 アフラック
 がん保険・医療保険
 保有契約件数
 令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

この保険は、「貯蓄(教育資金や老後生活資金準備など)」を希望されるお客さまにおすすめの商品です。商品内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。ご意向に沿わない場合やご不明点がある場合は、募集代理店までご連絡ください。

本商品はアフラックを引受保険会社とする生命保険で、預金ではありません。

！はお客さまにとくに**ご確認ください**項目です。

ご契約の前に「契約概要・注意喚起情報」とあわせて必ずご確認ください。

アフラックの正式社名は、アフラック生命保険株式会社です。

商品の特長

保障内容

学資年金のお受け取りについて

保険料の払込期間・払込方法

Q & A

支払事由

「大きくなったら何になりたい?」

こどもは無限の可能性をもっています。

大切なお子さま・お孫さまのすこやかな成長をアフラックも応援します。

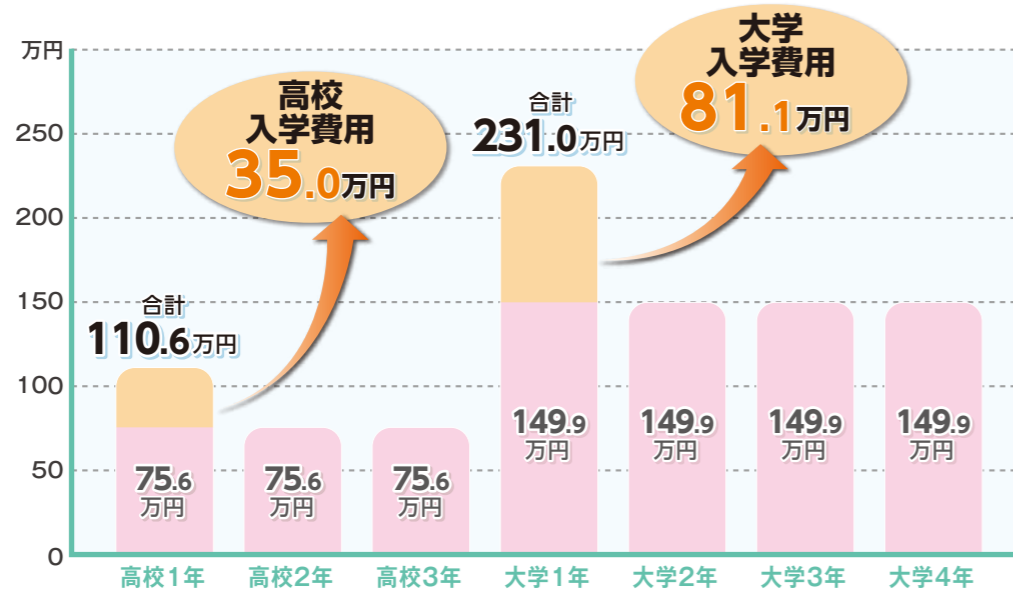
「夢みるこどもの学資保険」はお子さまの夢をかなえるお手伝いをします。



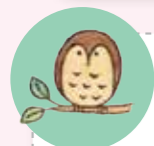
お子さま・お孫さまの教育には、これだけの費用がかかります。

■高校入学から大学卒業までにかかる費用(子供1人当たりにかかる費用の平均額)

■ 入学費用(受験費用・学校納付金・入学しなかった学校への納付金の合計)
■ 在学費用(学校教育費・家庭教育費の合計)

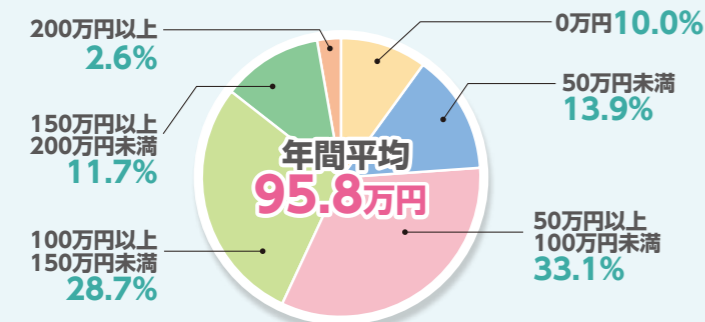


(注) 高校1年、大学1年の費用には、入学費用が含まれる。
● 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 生活衛生業務部「教育費負担の実態調査結果」(令和3年10月実施)



自宅外通学の場合にはさらに費用がかかります。

■自宅外通学者への仕送り額



(注) 自宅外通学者が1人いる世帯の仕送り額である。

● 日本政策金融公庫 国民生活事業本部 生活衛生業務部「教育費負担の実態調査結果」(令和3年10月実施)

■自宅外通学を始めるための費用

入学者1人当たり
平均 **38.7万円**

アパートの敷金、
家財道具の購入費など



お父さまやお母さまはもちろん、ご祖父さまやご祖母さまがご契約いただくことも可能です。



1 高校入学の際に「学資一時金」を
大学入学時から4年間「学資年金」を
お受け取りいただけます。

学資年金支払開始年齢は **17歳** **18歳** からお選びいただけます。
18歳を選ばれた場合、学資年金のお受け取りが大学入学後になる場合があります。
詳しくは5ページ「学資年金のお受け取りについて」をご確認ください。



2 保険料の払込期間を以下からお選びいただけます。

学資年金支払開始年齢 **17歳** の場合 **17歳払済** **10歳払済**
学資年金支払開始年齢 **18歳** の場合 **18歳払済** **10歳払済**
※詳しくは下記をご確認ください。



3 契約者に万一のことがあった場合を考えて、
保険料のお払い込みが不要になる特則を付加できます。

保険料払込免除特則 を付加することで、契約者に万一のことがあった場合(死亡・高度障害状態など)、以後の保険料のお払い込みが不要になります。「学資一時金」や「学資年金」はそのままお受け取りいただけます。

保険料払込期間・契約年齢

| | 学資年金支払開始年齢 | 保険料払込期間 | 被保険者契約年齢(お子さまの年齢) | 契約者契約年齢 | |
|------------------------------|------------|---------|-------------------|------------|------------|
| | | | | 男性 | 女性 |
| 保険料払込免除特則 を付加する場合 | 17歳 | 17歳払済 | 0歳～満7歳 | 満18歳～満50歳 | 満16歳～満50歳 |
| | | 10歳払済 | 0歳～満5歳 | | |
| | 18歳 | 18歳払済 | 0歳～満7歳 | 契約者の年齢制限なし | 契約者の年齢制限なし |
| | | 10歳払済 | 0歳～満5歳 | | |
| 保険料払込免除特則 を付加しない場合 | 17歳 | 17歳払済 | 0歳～満3歳 | 契約者の年齢制限なし | 契約者の年齢制限なし |
| | | 10歳払済 | 0歳～満5歳 | | |
| | 18歳 | 18歳払済 | 0歳～満3歳 | 契約者の年齢制限なし | 契約者の年齢制限なし |
| | | 10歳払済 | 0歳～満5歳 | | |

ご契約例 学資年金支払開始年齢 **18歳** / 保険料払込期間 **18歳払済** の場合

保障内容の詳細、給付金・学資年金などをお支払いできない場合、ご契約のお引き受けの限度や条件など、詳しくは7~8ページの「Q&A」、9ページの「支払事由」、「契約概要・注意喚起情報」および「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
 保険料、戻り率については「設計書」をご確認ください。
 ご契約例は、小学校から大学までの6・3・3・4制にもとづいて、お受け取りのイメージを表示しています。

受取総額300万円コース
(基準学資年金額*1100万円)
の場合

学資一時金
お子さまが満14歳10カ月になられた後に迎える最初の2月1日以降にお受け取りいただけます。

学資年金(4年間)
お子さまが学資年金支払開始年齢になられた後に迎える最初の年単位の契約応当日以降にお受け取りいただけます。
 ※学資年金は一時金としてまとめてお受け取りいただくこともできます。
 (ただし、年金でお受け取りいただく場合より受取総額は少なくなります。)



50万円



お子さまの死亡保障期間 (保障が始まる日から学資年金支払開始日の前日までの期間)
 死亡保障期間中に被保険者(お子さま)が死亡した場合は、それまでお払い込みいただいた保険料相当額を「死亡給付金」としてお受け取りいただけます。

保険料払込期間*2

▲ 契約日 ▲ 学資年金支払開始日

*1 基準学資年金額とは、第1回学資年金の額をいい、保険契約の締結の際、契約者のお申し出により定めます。第2回以降の学資年金のお支払額および学資一時金のお支払額は、基準学資年金額の50%となります。
 *2 保険料払込期間10歳払済の場合、詳しくは6ページの「保険料の払込期間・払込方法」をご確認ください。
 *3 学資年金支払開始年齢「18歳」をお選びいただいた場合、学資年金のお支払いが大学入学手続き時よりも後になる場合があります。詳しくは5ページ「学資年金のお受け取りについて」をご確認ください。



受取総額120万円コース
(基準学資年金額40万円) から
受取総額1,500万円コース
(基準学資年金額500万円) まで、
60万円単位でコースをお選び
いただけます。

学資年金支払開始年齢は
17歳 または **18歳** からお選びいただけます。

保険料払込期間は以下からお選びいただけます。
学資年金支払開始年齢17歳の場合:
17歳払済 / **10歳払済**
学資年金支払開始年齢18歳の場合:
18歳払済 / **10歳払済**

さらに 保険料払込免除特則 を付加すると

契約者 が以下のいずれかに該当した場合、次回の払込期月以後の保険料のお払い込みが免除されます。

- 保険料払込期間中に死亡したとき
- 保障が始まる日以後の病気やケガを原因として所定の高度障害状態になったとき
- 保障が始まる日以後に発生した不慮の事故によって180日以内に所定の身体障害状態になったとき

※ **保険料払込免除特則** は契約者の年齢がアフラック所定の年齢のときに付加することができます。
 ※詳しくは2・9ページをご確認ください。

学資年金のお受け取りについて

●以下の説明は、小学校から大学までの6・3・3・4制にもとづいて表示しています。

第1回学資年金は、お子さまのお誕生日ではなく、お子さまが「**17歳**」または「**18歳**」（契約時にお選びいただいた学資年金支払開始年齢）になられた後に迎える最初の年単位の**契約応当日**以降にお受け取りいただけます。そのため、学資年金支払開始年齢**18歳**の場合、お子さまの大学などへのご入学に間に合わないことがありますのでご注意ください。

①お子さまの誕生月と②契約月（契約日の属する月）の関係により、学資年金のお受け取り時期が決まりますので以下の表を目安にご確認ください。学資年金支払開始年齢**17歳**をお選びいただいた場合は、下記よりお受け取りになる時期が1年早くなります。

学資年金支払開始年齢**18歳**の場合のお受け取り時期の目安

①と②の交差する箇所が、第1回学資年金をお受け取りいただく時期となります。

*1 4月1日生まれは3月生まれに含みます。

| ①お子さまの誕生月 | ②契約月（契約日の属する月） | | | | | | | | | | | |
|-----------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 |
| 4月生まれ*1 | 4月 | 高校3年5月 | | | | | | | | | | |
| 5月生まれ | | 5月 | 高校3年6月 | 高校3年7月 | 高校3年8月 | 高校3年9月 | 高校3年10月 | 高校3年11月 | 高校3年12月 | 高校3年1月 | 高校3年2月 | 高校3年3月 |
| 6月生まれ | | | 6月 | | | | | | | | | |
| 7月生まれ | | | | 7月 | | | | | | | | |
| 8月生まれ | | | | | 8月 | | | | | | | |
| 9月生まれ | | | | | | 9月 | | | | | | |
| 10月生まれ | 大学1年4月 | 大学1年5月 | | | | | 10月 | | | | | |
| 11月生まれ | | | 大学1年6月 | 大学1年7月 | 大学1年8月 | 大学1年9月 | 大学1年10月 | 大学1年11月 | 大学1年12月 | 大学1年1月 | 大学1年2月 | 大学1年3月 |
| 12月生まれ | | | | | | | | | 12月 | | | |
| 1月生まれ | | | | | | | | | | 1月 | | |
| 2月生まれ | | | | | | | | | | | 2月 | |
| 3月生まれ | | | | | | | | | | | | 3月 |

- は大学入学前のお受け取りとなります。
- は大学入学後のお受け取りとなります（大学などへのご入学に間に合わせるには学資年金支払開始年齢「17歳」をおすすめいたします）。
- の誕生月と契約月が同じ場合は、以下のようになります。
 - ・誕生日が契約日と同日または契約日より前の場合：高校3年の誕生月（契約月）
 - ・誕生日が契約日より後の場合：大学1年の誕生月（契約月）
- 上記の表はお受け取り時期の目安です。事務手続きの状況などにより、記載の月内とならない場合もあります。

お申し込みの際は、学資年金が必要な時期とお受け取り時期をご確認いただき、学資年金支払開始年齢**17歳**または**18歳**をお選びください。

保険料の払込期間・払込方法

保険料をお払い込みいただく期間をお選びいただけます。

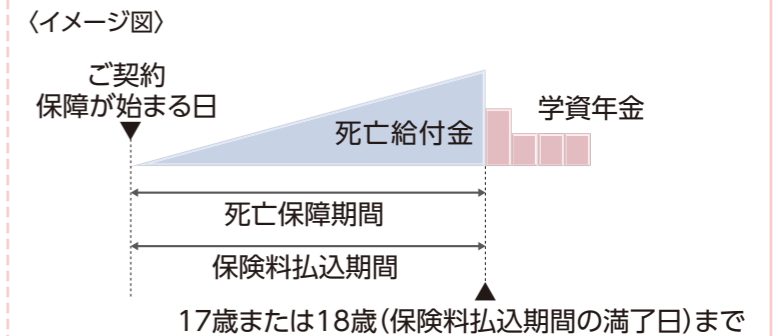
▼[コツコツ払いたい]という方におすすめします。

1 17歳払済 / 18歳払済（保険料払込期間：17歳払済または18歳払済）

契約年齢は2ページをご確認ください。

- 月払・半年払・年払・一括払（全期前納）があります。
- 必要な保険料を学資年金支払開始年齢の**17歳**または**18歳**（保険料払込期間の満了日*2）までお払い込みいただけます。

*2 被保険者（お子さま）が払済年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日が保険料払込期間の満了日となります。



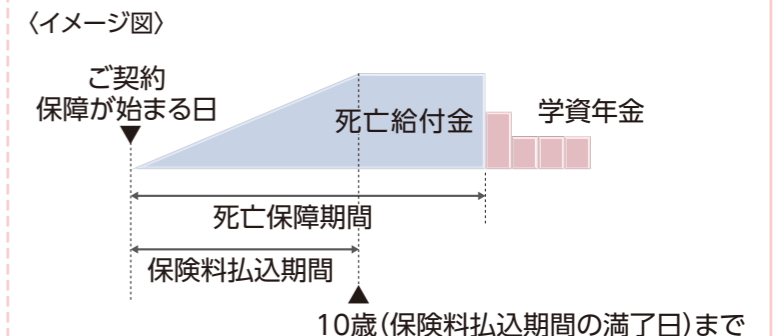
▼[できるだけ早めに払い終わりたい]という方におすすめします。

2 10歳払済（保険料払込期間：10歳払済）

契約年齢は2ページをご確認ください。

- 月払・半年払・年払・一括払（全期前納）があります。
- 必要な保険料を**10歳**（保険料払込期間の満了日*3）までお払い込みいただけます。

*3 被保険者（お子さま）が払済年齢に達した後に到来する最初の年単位の契約応当日の前日が保険料払込期間の満了日となります。



▼ 詳しくは「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q 誰でも加入できますか？

A 契約者と被保険者の続柄について

- 契約者と被保険者(お子さま)との続柄は、被保険者(お子さま)の父、母、祖父、祖母になります。

健康状態の告知について

- **保険料払込免除特別** を付加しない場合、契約者および、被保険者(お子さま)による健康状態などの告知は不要です。
 - **保険料払込免除特別** を付加している場合はつぎの点もご注意ください。
 - ・ 契約者から健康状態などについて告知していただきます。ただし健康状態やお仕事の内容などによって、お申し込みをお引き受けできない場合があります。被保険者(お子さま)による健康状態などの告知は不要です。
 - ・ 契約者が現在入院中の場合、入院・手術をすすめられている場合はお申し込みいただけません。
- ※その他、アフラックの基準により引受条件を定めています。

Q 契約の限度はいくらですか？

A ご契約の限度について

- 1契約につき、受取総額120万円コース(最低基準学資年金額40万円)から受取総額1,500万円コース(最高基準学資年金額500万円)まで、60万円単位(基準学資年金額20万円単位)でご契約いただけます。
- ※契約の限度のほか、被保険者お1人につきご加入いただける通算限度やアフラック所定の制限を定めています。
- 詳しくは募集代理店またはアフラックにお問い合わせください。

Q 学資年金などを受け取るにはどうしたらいいですか？

A 給付金・学資年金などのお受け取りについて

- 学資一時金は、支払事由が生じたときから、アフラック所定の利率*により計算した利息をつけて自動的に据え置きます。据え置いた学資一時金は、ご請求があったときに契約者にお支払いします。ただし、学資年金支払開始日が到来した場合、またはご契約が消滅した場合は、そのときにお支払いします。
- * 詳しくは、アフラックホームページの「積立利率等・約款貸付の利率のお知らせ」に記載していますので、ご確認ください。
- 学資年金は、それぞれの学資年金支払日を基準にお支払いします。学資年金支払開始日以後、第4回の学資年金支払日以前に限り、将来の学資年金のお支払いにかえて、未払いの学資年金の現価の一時支払をご請求することができます。また、学資年金支払開始日から第4回の学資年金支払日以前に被保険者(お子さま)が死亡したときは、未払いの学資年金の現価を一時にお支払いします。なお、学資年金の自動据え置きのご取り扱いはありません。
- 死亡給付金をお受け取りになる事由が発生した場合には、アフラックへご連絡ください。すみやかに受け取りに必要な書類をお送りいたします。

Q 学資年金などをもらえない場合がありますか？

A 学資年金などをお支払いできない場合について

- 免責事由に該当した場合や重大事由によりご契約が解除となった場合、保険契約に関する詐欺行為によりご契約が取り消しとなった場合、死亡給付金などの不法取得目的があつてご契約が無効になった場合など、給付金などをお支払いできない場合があります。
- 免責事由に該当した場合など、**保険料払込免除特別** を付加している場合は、保険料のお払い込みを免除しない場合があります(すでに保険料のお払い込みを免除している場合でも、免除がなかったものとして取り扱うことがあります)。
- **保険料払込免除特別** を付加している場合、申込書(告知書)に記入していただいた、契約者の健康状態などが事実と違っていた場合はご契約が解除となることがありますので、正しくご記入ください。
- 学資年金などをお支払いできない場合については、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。
- 保険料のお払い込みを免除できない場合については、「契約概要・注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

Q 保険契約を解約した場合の解約払戻金がありますか？

A 解約払戻金について

- 学資年金支払開始日以前に解約された場合は、解約払戻金はありませんが、多くの場合、お払い込みいただいた保険料全額は戻りません。とくに、短期間で解約された場合、解約払戻金はないかあつてもごくわずかです。また、解約払戻金は契約時の契約者・被保険者(お子さま)の年齢や保険料の払込年数などにより異なります。

Q 税法上の取り扱いについて教えてください。

A 保険料・学資一時金・死亡給付金・学資年金の税金について

※2022年9月時点の税制にもとづき記載しており、今後変更される可能性があります。

<保険料について>

- 納税する方が契約者(保険料負担者)、受取人が本人(契約者)または配偶者その他の親族(6親等内の血族と3親等内の姻族)であるご契約が、生命保険料控除の対象になります。生命保険料控除の対象となる保険料は、「一般生命保険料」、「介護医療保険料」、「個人年金保険料」に分けられます。「アフラックの夢みるこどもの学資保険」の保険料は「一般生命保険料控除」の対象となります。

<学資一時金・死亡給付金について>

- 契約者(保険料負担者)と受取人が同一人で、被保険者(お子さま)が異なる場合は所得税(一時所得)の対象になります。

<学資年金について>

- 契約者(保険料負担者)と受取人が同一人の場合は所得税(雑所得)の対象になります。
- ※実際の税務については、お近くの税務署などにご相談ください。

Q 契約者が死亡した場合にはどうしたらいいですか？

A 契約者が死亡した場合について

- **保険料払込免除特別** を付加している場合、保険契約上の権利および義務のすべては被保険者(お子さま)に承継されます。
- **保険料払込免除特別** を付加していない場合、相続人代表者にて契約者を変更し、ご契約を継続いただくことができます。保険契約の解約を希望される場合には、相続人代表者から解約の手続きをしていただきます。

